

# 関島社会保険労務士事務所便り

2020 年  
8月号

関島社会保険労務士事務所  
(ひがし東京中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
HP: <http://www.srseki.info>



## 新型コロナ「家賃支援給付金」申請内容

### ◆売上が大幅減少事業者に

経済産業省が7月7日、「家賃支援給付金」の申請要領を公表しました。

この給付金は、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する目的で、賃借人である事業主に対して支給されるものです。

### ◆資本金 10 億円未満法人と個人事業者

支給対象は、資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者等で、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とされています。

給付額は、申請日の直前 1 か月以内に支払った賃料をもとに算定されます。

対象となるのは、今年の5月～12月の売上が1カ月で前年同月比 50%以上減少、または3カ月連続で同 30%以上減少し、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている場合です。

### ◆法人が最大 600 万円 個人事業 300 万円

給付額は法人が最大 600 万円、個人事業者が最大 300 万円です。下記ホームページに給付対象や給付額の計算の仕方についての詳細が掲載されています。申請期間は7月 14 日から 2021 年 1 月 15 日までの予定です。

### ◆申請はインターネットで

経産省では、家賃支援給付金ホームページからの WEB 上での手続きを推奨していますが、受付開始後、補助員が入力サポートを行う「申請サポート会場」も順次開設される予定です。申請についての相談は、下記のコールセンターで受けられます。

### 《家賃支援給付金 コールセンター》

TEL:0120-653-930(受付:8:30~19:00)

※8月 31 日まで:全日対応/9月 1 日以降 :  
平日・日曜日対応(土曜日・祝日除く)

### 【家賃支援給付金ホームページ】

<https://yachin-shien.go.jp>

# 知って得する障害年金⑧

## 障害の程度 障害手当金

### ◆3級より軽いが一定の障害があるとき

障害手当金は、厚生年金の加入中に初診日があり、初診日から5年以内に治ったが、その程度は、3級より軽いが下表の程度の障害が残ったときに支給されます。

### ◆障害手当金の額

障害手当金は一時金で支給され、報酬比例部分の年金額の2年分で、最低保障があります(1,170,200円)。なお、傷病が治った日から5年過ぎると、時効により請求できません。

#### 障害の状態(障害手当金)

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 両眼の視力が0.6以下に減じたもの  |
| 2  | 1眼の視力が0.1以下に減じたもの  |
| 3  | 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの  |
| 4  | 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの                         |
| 5  | 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの                                     |
| 6  | 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの                    |
| 7  | そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの  |
| 8  | 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの  |
| 9  | 脊柱の機能に障害を残すもの  |
| 10 | 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの                                 |
| 11 | 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの                                 |
| 12 | 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの   |
| 13 | 長管状骨に著しい転位変形を残すもの  |
| 14 | 一上肢の2指以上を失ったもの   |
| 15 | 一上肢のひとさし指を失ったもの  |
| 16 | 一上肢の3指以上の用を廃したもの   |
| 17 | ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの                                       |
| 18 | 一上肢のおや指の用を廃したもの  |
| 19 | 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの  |
| 20 | 一下肢の5趾の用を廃したもの   |
| 21 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| 22 | 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの           |

#### 備考

1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

5 趾の用を廃したものとは、第1趾を末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

# 精神障害の労災申請が最多に

## 令和元年度「過労死等の労災補償状況」より

### ◆仕事が原因で精神疾患

#### 労災申請・認定ともに最多

令和元年度の「過労死等の労災補償状況」が公表されました。

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病したうつ病等の精神障害の状況について、平成14年から、労災請求件数や労災保険給付を決定した支給決定件数などを年1回、取りまとめています。

本調査によれば、仕事の原因で精神疾患にかかり令和元年度(2019年度)に労災申請したのは2,060件、支給決定件数は509件となり、いずれも統計開始以降最多でした。

### ◆業種別では「医療・福祉」が最多

請求件数で見ると、業種別(大分類)では、「医療、福祉」426件、「製造業」352件、「卸売業、小売業」279件の順に多くなっており、支給決定件数で見ると、業種別(中分類)では、「社会保険・社会福祉・介護事業」が48件と最も多く、次いで「医療業」(30件)、「道路貨物運送業」(29件)と続きました。

### ◆パワハラ法制化による労災認定基準改正

令和2年5月29日付けで精神障害の労災認定の基準が改正され、具体的出来事等に「パワーハラスメント」が追加されました。労災認定基準にパワハラの種類が新設されたことで、より早期にパワハラの問題が認識されることになります。会社にとっては、一層パワハラ問題も意識した対策が必要になってくるでしょう。

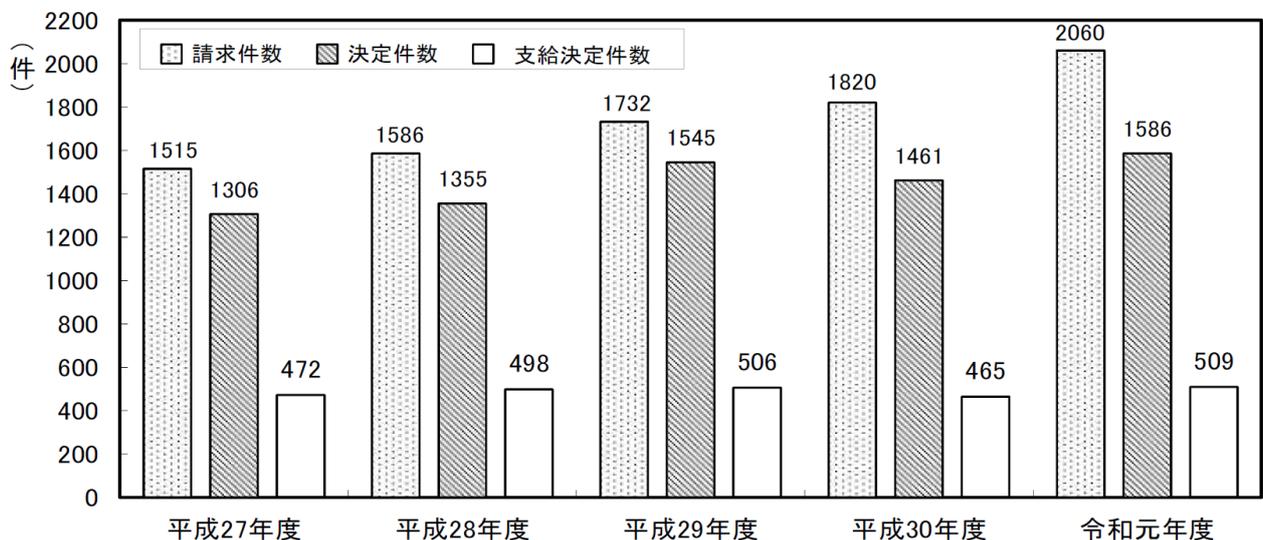
### ◆新型コロナウイルス感染症の影響

また、現在新型コロナウイルスの流行により、治療に当たる医療関係者はじめエッセンシャルワーカー等のメンタルヘルスの問題がたびたび話題に上っています。

新型コロナウイルス感染症による働き方や環境の変化に伴い業務過多が生じ、結果的に長時間労働に陥ってしまうようなケースもあります。

今後、様々な変化を踏まえ、企業としても労災が起きないような環境づくりに取り組んでいきたいところです。

精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



### ●コロナによる解雇・雇止め 4万人超

厚生労働省によると、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した解雇や雇止めの人数（見込みを含む）が29日時点で4万32人に達した。約1カ月で1万人増えた。厚生労働省が2月から全国の労働局やハローワークを通じて日々の最新状況を集計。2万人から3万人に達したのも約1カ月で、毎月1万人ペースで増えている。4万人のうち、1万5,000人超が非正規労働者という。（7月31日）

### ●厚生年金保険加入逃れへの対策強化へ

日本年金機構は、厚生年金保険への加入を逃れている企業への対策を強化する。4月に機構本部に設置した専門組織を本格稼働させるほか、5月に成立した改正厚生年金保険法に基づく立ち入り検査を積極的に行う。立ち入り検査で厚生年金の加入対象であることが確認された場合は、職権による強制加入を行う。未加入事業所の情報を幅広く収集するため、これまでの国税庁からの情報提供に加え、雇用保険加入者のデータも活用して、より広く網をかける準備を進める。（7月26日）

### ●夫にも産休創設へ

政府は、妻の出産直後の夫を対象とした新たな休業制度を創設する方針を固めた。現行の産休制度は母親のみが対象で、原則は出産予定日の6週間前から取れる産前休業と出産後8週間の産後休業があるが、今回導入するのは父親を対象とした産後休業で、出産直後の妻を夫がサポートできる効果が期待される。育児休業よりも休業中の給付金を手厚くすることも検討している。今秋から制度設計に着手し、来年の通常国会に育児・介護休業法の改正案を提出する。（7月26日）

### ●最低賃金 11年ぶり目安提示を断念

厚生労働省の中央最低賃金審議会は22日、最低賃金の今年の改定について、「現行水準の維持が適当」という異例の答申をまとめた。引き上げ額の目安を示さないのは、リーマン・シ

ョックがあった2009年度以来。過去4年は約3%の引き上げが続いたが、今年は新型コロナウイルスの影響で労使の隔たりが大きく、引き上げの目安を示すのは「困難」となった。現在は東京都が時給1,013円で最も高く、青森・鹿児島など15県が790円で最も低い。（7月23日）

### ●バイト時給が前年同月比2.8%上昇

リクルートジョブズが発表した三大都市圏の6月のアルバイト・パートの募集時平均時給は、前年同月比2.8%（29円）上昇し1,083円だった。新型コロナウイルスの影響で5月に大幅に減少した「フード系（飲食店）」は0.5%（5円）高い1,019円、「販売・サービス系」は0.6%（6円）高い1,052円だった。5月は求人が前年同月を下回ったが、6月は緊急事態宣言の解除で増加した。（7月16日）

### ●経路不明の感染を労災認定

厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染したが感染経路は特定できない小売店の販売員について、業務中に感染した可能性が高いとして労災認定したことを明らかにした。医療、介護従事者以外で感染経路不明の労災認定は初めてのケースになる。（7月11日）

### ●副業 労働時間は自己申告

政府は、兼業・副業の普及拡大に向け、労働者が本業以外で働いた労働時間を自己申告制とし、企業側の負担を軽減する新たなルールを整備する方針を示した。申告漏れや虚偽申告の場合、本業の企業の責任は問われないと明記。本業側が労働時間を管理しやすいよう、兼業先の労働時間を制限できるようにする考え方も盛り込む。今秋の導入を目指す。（7月4日）

